

## 競技会等開催に関するガイドライン

一般財団法人青森陸上競技協会は、新型コロナウイルス感染拡大防止について日本スポーツ協会と日本陸上競技連盟より示されたスポーツイベント再開に関するガイドラインを基に主催競技会等を下記ガイドラインのとおり開催し来場者の安全と感染拡大防止に努める。

### 〈競技会等全般に関することについて〉

- ① 競技会等に来場する全ての人に下記のチェックシート（リスト）を事前に確認し、来場もしくは出場の可否の目安に使用する。  
参加者・・・大会前/提出用新型コロナウイルス感染症についての体調管理チェックシート（日本陸連様式）をTICに提出すること。  
観客・引率者・競技役員・補助員・・・別紙1チェックリストにより自己確認を実施する。（提出の必要はない）
- ② 競技会等開催前に緊急事態宣言が再発令された場合、感染拡大の予兆が見られると判断された場合、開催地の行政から中止の要請があった場合は競技会等を中止する。
- ③ 競技役員は原則全員がマスクを着用する。参加者には待機時にはマスク着用を求め、観客・引率者にも極力マスクの着用を求める。また、常に3密を避け間隔をとることを求める。（一部の競技役員は業務により例外となる場合がある。）
- ④ 来場者にはこまめな手洗い（特にトイレ後・食事前等）を求める。
- ⑤ 感染拡大防止のため、濃厚接触の可能性のある開会式・閉会式・表彰式は実施しない。
- ⑥ 競技会等終了後14日以内に新型コロナウイルスに感染した場合は、速やかに本協会に連絡することを求める。（連絡先を開催要項・プログラムに明記する。）
- ⑦ 観客には、入場時に連絡先の確認を行い、参加者・引率者・競技役員・補助員等と合わせ全ての来場者を把握し、万が一競技会等終了後14日以内に来場者から新型コロナウイルス感染者が発生した場合には、速やかに情報を開示し感染拡大を防止する。
- ⑧ 競技開始時間を遅らせる等して県内全域から当日移動で参加できるように配慮する。

### 〈参加者・競技役員・競技に関することについて〉

- ⑨ 観客入場ゲート・招集所入口、競技役員受付に消毒スプレーを用意し入場の際は、手指の消毒を求める。
- ⑩ 招集所入口と競技役員受付では入場時に検温（非接触型の体温計を使用）を実施し平熱を超える発熱がある場合は原則入場を認めない。
- ⑪ 参加者と対面する競技役員（招集所・出発・TIC・各受付等）はフェイスシールドを着用する。
- ⑫ 参加者の3密が予想される招集所では、開始時間を明示し、入場制限等を行い間隔を十分とれるようにする。
- ⑬ トラック種目のスタート前の待機所・フィールド種目の待機所では、待機用ベンチを増量し参加者同士が隣り合わせにならないようにする。
- ⑭ 参加者が直接接触れる用器具（スターティングブロック、バトン、スタート地点、投擲物、走り高跳び・棒高跳びのポール・バー・マット等）は都度消毒する。また、競技役員・補助員は手袋を着用し極力直接接触れないようにする。

- ⑮ 競技役員が使用するトランシーバー、インカム、手旗、電子機材等は、使用者が代わる度に消毒し、個室の競技役員室は常時開放し業務を行う。
- ⑯ 中長距離種目では、1組当たりの人数を通常より減らし濃厚接触を極力回避する。
- ⑰ 握手・ハイタッチ・ハグ・つば吐きを禁止する。また、ゴール後の倒れこみの自粛を求める。
- ⑱ 参加者には招集終了後、持ち込み物品の管理を徹底し、特に飲料や衣類、使用済みのテーピング等直接接触れたものを放置しないように求める。
- ⑲ 来場中に体調不良になった場合は、速やかに帰宅するように求める。

### 〈観客・待機場所に関することについて〉

- ⑳ タオルや衣類（ポアコート等）の共用を禁止する。
- ㉑ 弁当・飲料の食べまわし、飲みまわしを禁止する。
- ㉒ ゴミは持ち帰るものとし、飲み残しの飲料や食べ残しの弁当等を放置しない・鼻水や唾液等がついたゴミはビニール袋に密閉する等の管理を求める。
- ㉓ 待機場所として開放する場所は、常時換気を行う。
- ㉔ 観客席では、間隔をとって座ることを求め、大声での応援・集団応援は禁止する。

※この他、不測の事態が発生した場合は、来場者の安全と新型コロナウイルス感染拡大防止を最優先に都度対応する。また状況の変化に対応するために適宜改定を行う。

※上記を開催要項・本協会ホームページに記載し、当日は、大型ビジョン・放送にて積極的に周知する。

### 2020年6月21日改定内容

- ①日本陸連からの競技会等参加者向けチェックシートの公表を受け、本協会で作成したチェックリストと併用し運用内容を全面的に変更した。なお、参加者については日本陸連の指導のもと提出を求める。
- ②中止の条件に、「開催地の行政から要請があった場合」を追加。
- ⑩原則入場を認めない体温を「37.5以上」から「平熱を超える発熱がある場合」に変更（別紙1チェックリストも上記変更にあつた内容に変更）